

平成24年度 事務事業点検シート

事務事業名	監査事務事業	新規/継続	継続事業	整理番号	3005001000 - 001		
		分割/統合					
関連 予算 科目 目	会計	一般会計	事業の分割/ 統合の内容				
	款	総務費	事業所管課	監査事務局			
	項	監査委員費	連絡先	(078)918-5061			
	目	監査委員費	自治/法定	自治事務	開始年度	昭和 22 年度	
	事業	監査事務事業	根拠法令 ・要綱等	地方自治法等			
施策分野			実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	<input type="checkbox"/> 補助・助成	<input type="checkbox"/> その他	
個別計画				<input type="checkbox"/> 委託	<input type="checkbox"/> 指定管理		

事業の 目的	対象（誰を・何を）	地方自治法に基づき、地方公共団体（一般会計、特別会計、企業会計）等に対し、年次計画に沿った監査等を実施する。
	意図（どういう状態にしたいのか）	予算執行や契約等の財務会計事務が適正に行なわれているか、市の行う各種の事務事業が効率的・経済的に実施されているかなどについて監査を実施する。

事業 内容	地方自治法等に基づき、次の監査、検査、審査を実施
	<p>監査・・・定期監査、行政監査、財政援助団体等監査</p> <p>定期監査 平成22年度・・・7部等(6部、1行政委員会) 41課等(学校含む。) 平成23年度・・・10部等(9部1室) 38課等 平成24年度見込み・・・10部等(3部、1局、6行政委員会)51課等(学校含む。)</p> <p>行政監査 平成22年度・・・4部 6課 平成23年度・・・1部 1課等 平成24年度見込み・・・2部 2課</p> <p>財政援助団体等監査 平成22年度・・・9団体 平成23年度・・・3団体 平成24年度見込み・・・3団体</p> <p>住民監査請求監査 平成23年度・・・1件</p> <p>検査・・・例月現金出納検査 審査・・・決算審査、健全化判断比率審査、資金不足比率審査 など</p> <p>平成24年度については、定期監査、財政援助団体等監査、例月出納検査、決算審査、健全化判断比率等審査等を実施する予定である。</p>

事業のコスト (単位：千円)	事業費	人件費 (参考値)	総事業費 (参考値)	財源内訳				24年度人員配置(人)			
				国・県支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	正規	再任用	パート	その他
22決算	6,057	74,700	80,757	0	0	0	80,757	9.00	7.00	0.00	0.00
23決算	6,140	70,600	76,740	0	0	0	76,740	0.00	0.00	0.00	0.00
24当初予算	9,450	78,200	87,650	0	0	0	87,650	1.00	1.00	合計	10.00

区分(節)	内容	金額	24年度当初予算 事業費 明細	区分(節)	内容	金額
旅費	各種研修会参加旅費、近接地旅費等	351		旅費	各種研修会参加旅費、近接地旅費等	511
交際費	監査委員交際費(弔電等)	8		交際費	監査委員交際費(弔電等)	10
需用費	消耗品費(コピー用紙ほか)、印刷製本費(決算審査意見書)	771		需用費	消耗品費(コピー用紙ほか)、印刷製本費(決算審査意見書)	790
使用料及び賃借料	コピー使用料	163		使用料及び賃借料	コピー使用料	154
その他	各種研修会参加負担金等	186		その他	各種研修会参加負担金等	185
合計		6,140		合計		9,450

整理番号	3005001000-001	事務事業名	監査事務事業			
事業の成果	指標名	考え方・定義・式	単位	22年度	23年度	24年度見込み
	定期監査等実施日数	定期監査、行政監査、財政援助団体等監査における往査(被監査現場に赴き監査を実施すること。一部書類監査を含む。)した日数	日	93	79	83
	指標で表せない成果					
事業の評価(所管課評価)	項目	評価	説明			
	必要性	高い	当該事務事業は、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に根拠を置いており、監査委員は定期監査等を実施することを義務付けられている。			
	有効性	高い	年次計画に沿って監査が実施され、必要に応じて対象部課へ措置を講じるように求めている。実施による成果としては、職員の法令遵守の徹底、事務効率の向上、不適正な会計処理の是正等が挙げられる。			
	効率性	高い	事務用品の購入抑制、加除式図書の購読中止、コピー使用量の削減等を実施してきており、事業費削減のための余地はほとんど残されていない。			
評価：高い・やや高い・やや低い・低い						
今後の事業の方向性(所管課方針)	項目	判断	説明			
	事業の規模	維持	当該事業の果たすべき役割は非常に重要であり、限られた人員、予算の中では、適正な事業規模と考え、その維持を図る。			
	手法の改善	軽微な改善	限られた人員、予算の中では、より効率的で実効性の高い監査を目指し、改善に向けて取り組んでいく必要がある。			
	事業の規模の判断：拡充・維持・縮小・休廃止      手法の改善の判断：維持・軽微な改善・抜本的改善・休廃止					
今後の事業展開方針						
今後も、地方自治法等に基づき、予算執行や契約等の財務会計事務が適正に行われているか、市の行う各種の事務事業が効率的、経済的に実施されているかなどについて監査を実施する。 また、今年度から正規職員が1名増員されたことを受けて、定期監査や、行政監査など監査の充実に努めていく。						

「今後の事業の方向性」は、平成24年8月末時点の所管課の方針であり今後変更する場合があります。